

災害時における電気復旧工事等応急対策の協力に関する協定書

涌谷町（以下「甲」という。）と古川電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、涌谷町内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、電気復旧工事等応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に応じ、乙が電気復旧工事等応急対策の協力を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が必要と認めるときは、乙に対し、次の応急対策業務（以下「業務」という。）の実施を要請することができる。

- (1) 災害対策本部への連絡員2名の派遣
- (2) 施設・動力機器と発電機の接続作業
- (3) 施設内漏電調査
- (4) 電氣的な危険箇所の撤去工事
- (5) その他簡易な電気復旧工事

（協力要請）

第3条 業務の協力要請は、次に掲げる事項を明らかにした要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 業務の内容及び場所
- (3) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定により協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに協力体制を整え、甲の指定する場所において業務を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が協力した業務に要する費用は、甲が負担する。

2 費用の負担方法については、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき、業務の協力に従事した乙の従業員が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに甲乙のいずれからも何ら意志表示がないときは、さらに有効期間満了の日の翌日から1年間の協定を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月24日

甲 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153番地2

涌谷町長 安部周治

乙 宮城県大崎市古川北稲葉一丁目2番66号

古川電気工事協同組合

理事長 齊藤 勲